

「忘れられる権利」と米国通信品位法

小向太郎^{†1}

インターネット上でいわゆる「忘れられる権利」が議論になっている。欧州司法裁判所はグーグルに対して一定期間経過した記事等に関して情報主体の要請に応じて削除することを求める判決を下している。わが国でも、検索サービス提供事業者に削除を求める訴訟が提起されており、事業者による自主的な対応も進められている。このような訴訟は米国でも提起されており、通信品位法の責任制限規定に該当するかが焦点となっている。本報告では、このような通信品位法の適用が問題となった事例を紹介し、米国、EU、日本における削除請求の法的根拠を比較する。

"The right to be forgotten" under the Communications Decency Act in the U.S.A.

TARO KOMUKAI^{†1}

"The right to be forgotten" is now a hot issue. There are some lawsuits seeking to delete some search results that could defame or invade privacy of the plaintiff. The Court of Justice of the European Union made a decision that "an internet search engine operator is responsible for the processing that it carries out of personal data that appear on web pages published by third parties". We also have some cases that argue the similar point at issue in Japan. Such struggles are considered as the matter of the exemption stated by the Communications Decency Act of 1996 in the U.S. This paper is going to focus on the difference of the search engine's liability among these communities.

1. 問題となる場面

1.1 消去を求める法的根拠

インターネット上でいわゆる「忘れられる権利」が議論になっている。EUが2012年1月に公表したデータ保護規則案の第17条には、「忘れられる権利及び消去権」という規定(欧州議会を通過した規則案では「消去権」)があり、データ管理者に自分に関するデータの削除や拡散停止を求めたり、第三者にデータのリンクやコピー等を削除させたりすることが規定されていた。このような規制が実際にどのような効果と実効性を持つのかということは、専門家の間では当初から議論になっていた。

2014年5月にEU司法裁判所は、自分の過去の望ましくない情報が検索結果として表示されるとして、検索サービス提供事業者に対して検索結果の削除を求めて提起された事案について、一定の場合には検索リストから自己に関する過去の情報の削除を求めることができるとする判断を示した^a。これが「忘れられる権利」を認めたものとして注目を集め、どのような範囲で削除の請求が認められるべき

かが議論されている。わが国でも検索サービス提供事業者の検索結果について削除を命じた例がある^b。

これらの事案で問題とされているのは、インターネット上に掲載されている自分に関する情報が間違っていたり、過去の触れてほしくない事実に関するものであったりする場合である。また、ヤフー株式会社はこうした削除要請への対応方針について、有識者会議を設置して検討し報告書を公表している^c。

ところで、このような訴訟は米国でも、すでに提起されている。米国の訴訟においては、検索サービス提供事業者が通信品位法の責任制限規定の適用を受けるかどうか焦点となっている。

自分に関する情報を削除して欲しいと考えた場合に、その請求が法的に認められるためには、何らかの法的な根拠が必要となる。つまり、検索サービス提供事業者に、削除を行う義務がなければ、法的な請求として認められない。このような法的義務の根拠となりうるものとしては、不法行為責任や、個人情報保護制度などによる法定の作為義務が考えられる。

不法行為責任の成否について考えると、まず、検索サービス提供事業者が当該検索結果の表示を続けること自体が、

^{†1} (株)情報通信総合研究所
InfoCom Research, Inc..

^a Court of Justice of the European Union
"An internet search engine operator is responsible for the processing that it carries out of personal data which appear on web pages published by third parties" PRESS RELEASE No 70/14,(2014).

^b 東京地決平 26・10・9 判例集未登載等。

^c ヤフー株式会社 検索結果とプライバシーに関する有識者会議「検索結果の非表示措置の申告を受けた場合のヤフー株式会社の対応方針について」(平成 27 年 3 月 30 日)。

プライバシー侵害や名誉毀損等の不法行為に当たるのであれば、検索サービス提供事業者は削除等の義務を負う。この場合、検索サービス提供事業者が情報の発信者として責任を追うことになり、通常の（作為による）不法行為が成立するため、差止や損害賠償の請求が認められることになる。

一方で、いわゆる媒介者であると考えれば、不作為の不法行為責任が問題となる。インターネット上で名誉毀損や著作権侵害等の不法行為が行われた場合に、まず責任を問われるのは、情報を発信した行為者本人である。しかし、ISP等の媒介者の責任も、常に問題とされてきた。

不法行為責任は、他人の権利を侵害する「行為」に対して、損害賠償等を課すものである（民法第709条）。ただし、人の積極的な行動（作為）によってではなく、人がある行動を取らなかったこと（不作為）によって損害が発生した場合に、その不作為に対する不法行為責任が問題とされる場合がある。このような場合に、作為義務が存在し作為義務を尽くした行為がなされれば問題の結果が生じなかったであろうと認められるときは、結果との因果関係が肯定される。ただし、この作為義務の範囲を広げると個人の自由を制約するおそれがあるので、範囲を広げることには慎重であるべきとする見解が多い^d。

インターネット上の媒介者責任が争われた事例では、匿名掲示板^eやいわゆる学校裏サイト^f等に対して厳しい判断がくだされている例もあるが、責任が認められるのは、少なくとも問題となる情報や権利侵害の事実を認識している場合が原則であると言ってよいであろう。

例えば、発言が自動掲載される匿名掲示板での発言について、一見して「第三者の名誉を毀損することが明らかな内容の投稿」については、その投稿内容を具体的に知ったときには、「第三者による削除要求なくして削除義務を負うことが条理に適う」が、「これに至らない内容の投稿については、第三者から削除を求める投稿を特定した削除要求があつて削除義務を負うというのが相当」であるとして、掲示板管理者の責任を、被害を認識している場合に限定している事例がある^g。

1.2 プロバイダの責任制限に関する制度

インターネット上で違法な情報が発信された場合に、情報を媒介しているISP等にどのような責任が生じるかという問題は、インターネットが一般に開放され始めた1990年代半ばから議論されてきた。特に問題となるのは、ISP等が保有するサーバ等を情報が何らかの形で通過するが、ISP等が情報に対するコントロールを行っていない場合で

ある。自分自身が行ったわけではない情報の発信について、媒介者にどのような責任が問われうるかが問題となる。

こうした第三者が発信した情報に関する責任が曖昧なままだと、インターネットに必要な不可欠な媒介者がサービスを提供する際に萎縮効果を生じることになり、ネットワークの発展にとって望ましくない結果を生じることになりかねない。このような考えから、各国でこうした媒介者の責任を明確化する法律が整備されている。日米欧における責任制度としては、「表1 各国における媒介者の責任制限規定」に示すようなものがある。

なお、以前からこうした媒介者の不法行為責任が問題となるのは、発信者の責任を直接追及することが困難な場合が多い。本来の行為者である発信者に対して責任を問うことが難しいことも、ISP等の責任が問題とされる背景にあると考えられる。

表1 各国における媒介者の責任制限規定

法律	CDA (アメリカ)	DMCA (アメリカ)	電子商取引指令 (EU)	プロバイダ責任制限法 (日本)
対象分野	名誉毀損・わけつけ等	著作権侵害	権利侵害一般	不法行為一般
媒介者責任	ほぼ全面的免責	サービス態様(アクセス・キャッシング・ホスティング・検索サービス)ごとの責任制限を明示	サービス態様(アクセス・キャッシング・ホスティング)ごとの責任制限を明示*	善意無過失・対処手段のない場合に免責

出典：小向(2015)127頁「図表5-2 ISP等媒介者責任に関する規定の比較」より抜粋。

1.3 関係事業者の位置づけ

いわゆる「忘れられる権利」が実際に争われているのは、主として検索エンジンやSNS等の事業者が媒介している情報について削除や遮断を求められる場面である。つまりこれは、媒介者にどのような義務や責任を課すかという問題でもある。

なお、わが国では、プロバイダ（特定電気通信役務提供者）を広い概念に一括りに規定したプロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償の制限及び発信者情報の開示に関する法律）が制定されていることもあって、個々のプロバイダの差異が問題とされることは比較的少な

d 小向(2015)143頁参照。
 e 東京高判平14・12・25判時1816号52頁。
 f 大阪地判平20・5・23判例集未掲載。
 g 東京地判平成20年10月1日判タ1288号134頁。

かった。しかし、一口にプロバイダといってもその形態や情報への関与の仕方は多様である。プロバイダ責任制限法は、プロバイダの責任をある程度明確化する規定(第3条)を置いているが、例えば単にインターネットへの接続を提供しているだけのプロバイダと、Webホスティング、掲示板、ショッピングモール、検索サービス等を提供している事業者の責任が、全く同一でないのは当然といえよう^h。

わが国のプロバイダ責任制限法における特定電気通信役務提供者は、「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」(特定電気通信)の「用に供される電気通信設備」(特定電気通信設備)を用いて「他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」と定義している(第2条)。したがって、不特定の者によって受信されることを目的とする通信サービスを提供・媒介する者全般が特定電気通信役務提供者(プロバイダ)であり、ISPはもちろん、掲示板管理者等も広く対象となるが、検索サービス提供事業者を特定電気通信役務提供者であるとした裁判例はない。

2. 米国通信品位法

2.1 通信品位法の免責規定

この問題についてアメリカでは、ISP等の媒介者が出版者(publisher)として責任を負うのか流通者(distributor)として責任を負うのかという形で議論されてきたⁱ。出版者(新聞社や出版社)は、公表する情報の内容を編集し公表された表現にそのまま責任を負うのに対して、流通者(書店や図書館)は、その出版物を公衆に利用可能にするにとどまることから、原則として責任を負わないと考えられてきたのである。

ネットワーク上の媒介者の責任が問題となった初期の事例として、キュービー対コンピューサーブ事件^jがある。この事件は、コンピューサーブ社(パソコン通信事業者)が提供する「オンライン・ディスカッション・フォーラム」においてキュービー社(雑誌社)を中傷する発言がなされたとして、キュービー社が名誉毀損訴訟を提起したものである。これに対して判決は、コンピューサーブ社がフォーラムの運営を他の会社に委託しており内容に関与していないため流通者と位置づけられるとし、表現の内容が名誉毀損的であることを知っていたか知っていたと信じる理由がある場合にのみ配布者として責任を負うとして、コンピューサーブ社の責任を否定した。

これに対して、ストラトン対プロデジー事件^kでは、プロデジー社(パソコン通信事業者)が提供するフォーラムサ

ービス「マネートーク」に、投資銀行が不正を働いているというメッセージが掲載されたことについて、プロデジー社に対して損害賠償を求める訴えがなされている。判決は、プロデジー社が、電子掲示板の内容を管理していると公言していることや、問題となる言葉を含むメッセージを掲載する前に取り除くフィルタ(ソフトウェア)を設置していること、メッセージ内容を編集する権利を留保していること等を理由に、同社は「出版者」であるとして責任を認められた。

これらの判決によれば、内容に積極的に関与しているパソコン通信事業者はその内容について責任を問われ、内容に関与していないパソコン通信事業者はその内容について責任を問われないことになる。つまり、媒介者が自社の提供するサービスのコンテンツに関与することが、法的リスクを高める結果を生じることになる。これに対しては批判も多く、ISP等の責任範囲を明確にすることの必要性が指摘されていた。

こうしたなかで、1996通信法の一部として成立した通信品位法(CDA)では、「双方向コンピュータサービス」の提供者が他者の発信した情報を媒介した場合の責任について規定が定められた。通信品位法は、「双方向コンピュータサービス」を、「コンピュータサーバへの複数のユーザによるコンピュータへのアクセスを提供または許可する全ての情報サービス、システムまたはアクセスソフトウェアのプロバイダ((f)(2))」と定義し、「双方向コンピュータサービスのプロバイダまたはユーザは、自分以外のコンテンツプロバイダによって提供された情報について公表者(publisher)や表現者(speaker)として扱われてはならない((c)(1))」として、他者の情報発信に対する責任を限定している。

なお、通信品位法には、ISP等が違法な情報に対して削除等の措置を取ることに對して、それが善意で自発的に取られる限りにおいては責任を問われないとする規定も定められており、この条項は「グッドサマリタン」条項と呼ばれている^l。

2.2 ゼラン対 AOL 事件

この規定によってプロバイダが免責された事例としては、ゼラン対 AOL 事件^mが重要である。AOL(America OnLine)の電子掲示板の名誉毀損の書込みをめぐって、被害を受けた原告が AOL に削除を要求したのに対して、AOL が削除を速やかに行わなかったことが問題となった。

原告は、不当に遅らせたことなどによって被害を受けたとして、AOL に対して訴訟を提起した。これに対して裁判

h 小向(2015)174-178頁参照。

i 小向(2015)156-158頁参照。

j *Cubby, Inc. v. CompuServe Inc.*, 776 F. Supp. 135 (S.D.N.Y. 1991)。

k *Stratton Oakmont v. Prodigy Servs. Co.*, 1995 N.Y. Misc. Lexis 229 (Sup. Ct. 1995)。

l 「双方向コンピュータサービスのプロバイダまたはユーザは、違法な情報に対して削除等の措置を取ることに對しては、善意で自発的に取られる限りにおいては責任を問われない((c)(2))」

m *Zeran v. America Online*, 129 F.3d 327 (4th Cir. 1997)。

所は、AOLには通信品位法の免責規定が適用され、責任を負わないという判断を示している。本判決において裁判所は、プロバイダにコンテンツに対する不法行為責任を課せば、表現の自由に対する萎縮効果になり、書き込まれるメッセージの数と種類を厳しく制限することになるため、このような弊害を避けるために通信品位法に免責規定が置かれているのだと位置づけている。また、通信品位法がプロバイダから出版者としての責任を免除した趣旨は、編集上の過失を理由として賠償を求めることも否定したものであり、自社のシステム上で第三者が発信した名誉毀損情報についてプロバイダがその存在を知っていても適用になるとした。

ただし、プロバイダが当該情報の存在やそれによる被害を知っていても責任を負わないとする考え方には批判もある。そもそも、通信品位法の規定は「自分以外のコンテンツプロバイダによって提供された情報について公表者 (publisher) や表現者 (speaker) として扱われてはならない」としたものであって、流通者 (distributor) としての責任は否定されていない。プロバイダの責任を一定の範囲で認めるべきであるとして免責の射程を限定する判断が下された裁判例もあるⁿ。しかし、現在のところ、第三者が発信した情報による名誉毀損等の不法行為責任については、プロバイダは広く免責を受ける場合が多い。

2.3 検索サービスに関する裁判例

米国においては、EU やわが国よりも早く、検索サービス提供事業者に対する削除請求の可否が争われている。2006年のパーカー対グーグル事件^oは、Usenetの過去ログに含まれる名誉毀損表現等が検索結果に表示されることに対して、名誉毀損、プライバシー侵害であるとして損害賠償等を求めて提訴したものである。裁判所は、「検索サービスの提供者であるグーグルは、通信品位法 230 条における「双方向コンピュータサービス」のプロバイダであり、免責規定の適用を受ける」として、通信品位法の免責規定の検索サービス提供事業者への適用を認めている。

さらに、ムバンゴ対グーグル事件^pでは、匿名の第三者による原告に対する名誉毀損発言が検索結果に表示されることについて、検索エンジンからの削除を繰り返し求めたが、受け入れられなかった事について、原告が検索サービス提供事業者に対して損害賠償等を求めて提訴している。本件について裁判所は、「グーグルは、第三者の発言を公表することについての「決定」を行った場合でも、州法上の名誉毀損責任を負わない」し、「同様に、一度公表した第三者の発言の削除を行わないことでも責任を負わない」とい

う判断を示している。

現在のところ、検索サービス提供事業者が通信品位法の免責規定の対象である「双方向コンピュータサービス」のプロバイダであるという考え方が裁判上取られており、「双方向コンピュータサービス」プロバイダに対してはゼラン対 AOL 事件判決の考え方を踏襲した、広い免責が認められているといえる。

3. 制度の比較

3.1 EU 電子商取引指令の責任制限

欧州連合 (EU : European Union) では、2000 年電子商取引指令^qにおいて、媒介的サービスプロバイダ (intermediary service providers) の責任について規定をおいている。

電子商取引指令では、媒介的サービスプロバイダを (1) 単なる導管 (Mere conduit), (2) キャッシング (Cashing), (3) ホスティング (Hosting) の 3 類型に分けており、このうち前二者については基本的に第三者のコンテンツに対する責任を問われずとしている^r。

(1) 単なる導管 (Mere conduit)

ユーザにより入力された情報を通信網に伝送するかまたは通信網へのアクセスを仲介するものであって、(a)プロバイダによって伝送が開始されるものではなく、(b)プロバイダが受信者を選択するものではなく、(c)プロバイダがその伝送に含まれる情報を選択または改変するものではない、という要件をすべて満たすもの。

(2) キャッシング (Cashing)

他のユーザの求めに応じる情報の伝送をより効率的にする目的だけのための自動的かつ一時的記録であって、(a)プロバイダが、その情報を改変せず、(b)プロバイダがその情報にアクセスできる条件を満たしており、(c)プロバイダが業界で広く承認・利用されている方式とみなしうる情報のアップデートに関する基準に従っており、(d)プロバイダがその情報の利用についてのデータを収集するための業界により広く承認・利用されている合法的な技術の利用を妨げず、(e)プロバイダが、情報伝送のももとの発信地点におけるネットワークからの削除、アクセスの停止、裁判所・行政庁による削除・停止命令を事実上知った場合に、保存した情報の削除やアクセス停止をすみやかに行う、という要件をすべて満たすもの。

ⁿ 平野晋「二つの責任制限法と解釈動向-プロバイダ等の責任に関する米国の最新事情-」堀部監修 (2012) 171-189 頁。

^o Parker v. Google, Inc., 422 F. Supp. 2d 492 (2006).

^p Mmubango v. Google, Inc., 57 Comm. Reg. (P & F) 1036 (E.D. Pa. Feb. 22, 2013).

^q Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market.

^r 訳語については米丸恒治 (訳)「EU 電子商取引指令」立命館法学 278 号 (2001.4) を参考にした。

そして、(3) ホスティング (Hosting) は、「ユーザにより入力された情報を記録する」サービスと定義され、次のいずれかの条件を満たす場合には、第三者の情報発信に関して責任を負わないとしている (第 14 条)。

- (1) 違法な情報に関して実際に知らず、犯罪や損害に関しては、その違法行為や違法情報が公表された場合に引き起こされるとどのようなことになるかということに気づいていない場合。
- (2) 違法行為や違法情報について知った後に遅滞なく当該情報の除去や情報のアクセスへのブロックを行った場合。

3.2 グーグル対ルイヴィトン靴

欧州司法裁判所は 2010 年のグーグル対ルイヴィトン靴事件に対する判決において、電子商取引指令における「ホスティング・プロバイダ」として責任制限を受けるのは、積極的な関与を行っていない場合に限られるという考え方を示している^s。

本件は、検索サービス提供事業者が提供する検索連動型広告において、商標権侵害に当たる偽造品の広告が表示されることについて、侵害者とともに検索サービス提供事業者の責任を追求したものである。このなかで裁判所は、「インターネット上の検索サービスの提供者に関して電子商取引指令第 14 条が適用されるのは、サービス提供者が記録されたデータに関する認識またはコントロールを委ねられるような積極的な役割を果たしていない場合だと理解すべきである」とし、「そのような役割を果たしていない場合に、広告主の要請で記録保存したデータについて責任を負うのは、これらのデータや広告主の行為の違法性について認識したにも関わらず、当該データを迅速に削除またはアクセス不能にしなかった場合のみである」という考え方を示している。

一方、「忘れられる権利」を認めたとされるグーグル対ゴンザレス事件^tでは、「検索エンジンの活動とは、第三者によってインターネット上に公表または蔵置された情報を、探し出し、自動的にインデックス化して一時的に保存した上で、それぞれのインターネット利用者が自分に適した優先順序で入手できるようにすることである」として、「その情報が個人データを含む場合には EU 個人データ保護指令 2 条(b)項のいう「個人データ処理」に当たると考えられ、さらに、当該検索サービス事業者は、この処理に関して 2 条(d)項のいう「管理者」とみなされるべきである」という考え方から、検索サービス提供事業者に対して削除を求め

る判断を示している。検索サービス提供事業者が電子商取引指令における責任制限規定の対象になるかどうかについては言及されていない。

3.3 情報の消去と責任制限

以上のように、米国において、名誉毀損やプライバシー侵害を根拠として検索結果の削除を求めた訴訟が提起された場合には、検索サービス提供事業者が通信品位法上の「双方向コンピュータサービス」に該当するため、広く免責が認められており、名誉毀損・プライバシー侵害等に当たる情報の存在を提供事業者が認識していても免責される傾向にある。

ただし、米国においても、著作権侵害については、デジタルミレニアム著作権法^uの責任制限規定が適用される。デジタルミレニアム著作権法は、インターネット上でサービスを提供する「オンライン・サービスプロバイダ」の形態を、(a) 通過的デジタル・ネットワーク通信、(b) システムキャッシング、(c) 利用者の指示によりシステム又はネットワークに存在する情報、(d) 情報探知ツールの 4 つに分け、それぞれについてどのような場合にどのような責任が認められるかを定めている。

検索サービス提供事業者の提供するサービスは、(d) 情報探知ツールに該当すると考えられ、権利者から一定の通知があればオンライン・サービスプロバイダに削除義務が生じることになる。また、著作権侵害の申出に応じて削除等を行った場合、権利者からユーザに対する直接の著作権侵害訴訟が提起されない限り、一定期間内に元の情報を復旧する義務がある (この制度は「ノーティス・アンド・テイクダウン」として知られている)。

EU における個人データ保護指令 (データ管理者等の義務) と電子商取引指令の責任制限の関係は必ずしも明確になっていない。「表 2 不法行為責任とデータ管理者の義務」のように整理した場合、「※」の部分に責任制限の効力が及ぶのかどうかは、不明確である。

表 2 不法行為責任とデータ管理者の義務

責任	効果	責任制限
不法行為責任	損害賠償 差止請求	免責要件 救済手段
データ管理者の義務	削除義務 訂正義務	※

しかし、検索サービスの提供事業者が「ホスティング・プロバイダ」に該当するとしても、免責されるのは「認識なき場合」に限定される。一方で、いわゆる「忘れられる権利」に関する議論の中でも、検索サービス提供事業者等

^s Google v. Louis Vuitton Malletier, In Joined Cases C-236/08 to C-238/08, 23 March 2010. 森田宏樹「責任制限の対象となるホスティング・プロバイダの性質決定・プロバイダ等の責任に関するフランスの最新事情」堀部監修 (2012) 181-183 頁参照。

^t Google v. Mario Costeja González, Case C-131/12, 13 May 2014.

^u Digital Millennium Copyright Act of 1998, 17 U.S.C. §512.

が主体的に問題のあるコンテンツがないかをモニタリングしたり、自主的に削除を行ったりすることは求められておらず、むしろ望ましくないことと認識されている。なお、電子商取引指令の第 15 条では、媒介的サービスプロバイダに対して「伝送または記録する情報を監視または違法な活動を示す事情を積極的に調査する一般的な義務を課してはならない」として、構成国が媒介的サービスプロバイダに対する一般的な常時監視義務を課することを禁じている。

したがって、米国の制度の特徴といえるのは、本人から削除の請求があり、名誉毀損等に当たる情報の存在を検索サービス提供事業者等が認識している場合であっても、検索サービス提供事業者等が削除に応じる義務がないという点である。通信品位法に関しては、免責される範囲があまりに広いという批判があることは既に述べたとおりであるが、一方で、この規定によってインターネット上の表現の自由が守られているという評価もある。

特に米国を本拠地とする検索サービス提供事業者にとっては、本国においては名誉毀損等に基づく検索結果の削除要請に応じる法的な義務がない場合が多いことになる。しかし、グローバルなサービスを提供する検索サービス提供事業者にとっては、EU やわが国における法的な請求にも対応をしていく必要がある。また、米国においても一定の場合に「忘れられる権利」を認めるべきではないかという議論がある。EU データ保護規則の動向も含め、今後の議論が注目される。

参考文献

- 1) 小向太郎『情報法入門-デジタル・ネットワークの法律』(NTT出版,第3版,2015)。
- 2) 堀部政男監修『プロバイダ責任制限法 実務と理論-施行10年の奇跡と展望-』(商事法務, 2012)。
- 3) 石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来 世界的潮流と日本の将来像』(勁草書房, 2014)。
- 4) 総務省総合通信基盤局消費者行政課『プロバイダ責任制限法』(第一法規, 改訂版, 2011)。
- 5) 飯田耕一郎編著『プロバイダ責任制限法解説』(三省堂, 2002)。
- 6) 総務省 ICT サービス安心・安全研究会「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応について」報告書(案)(平成 27 年 7 月)。